

**静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画（仮称）素案
パブリックコメントへの対応**

（こども未来局こども家庭課）

1 意見募集期間

令和5年12月27日（水）から令和6年1月24日（水）まで

2 意見件数等

28者111件

3 意見の対応区分

〔件〕

区分	対応	件数
①	御意見の趣旨を踏まえ、計画に反映する	17
②	御意見の趣旨を踏まえ、取り組む	67
③	御意見の内容については、業務の参考とする	26
その他	計画本文以外に対する意見	1
合 計		111

4 意見の分類

〔件〕※（ ）内は再掲

分 類	件数	（内訳）意見の対応区分			
		①	②	③	その他
第1章 計画策定の趣旨	3		1	2	
第3章 計画の考え方	12	8	1	3	
第4章 支援の内容	31	2	20	9	
第4章 支援の体制	56	7	41	8	
1 連携体制づくり	(39)	(7)	(27)	(5)	
2(5) 教育・啓発	(12)		(10)	(2)	
2(6) 人材育成・研修	(5)		(4)	(1)	
数値目標	8		4	4	
その他	1				1
合 計	111	17	67	26	1

静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画（仮称）素案 パブリックコメントの意見に対する回答

〔提出された意見の対応区分〕

区分	対応
①	御意見の趣旨を踏まえ、計画に反映する
②	御意見の趣旨を踏まえ、取り組む
③	御意見の内容については、業務の参考とする
その他	計画本文以外に対する意見

No.	分類	意見	対応区分	意見に対する考え方
1	計画策定の趣旨	社会問題化しているホストにはまる女性も、計画上の支援の対象となるか。	②	本計画における支援対象者は、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）としており、ホストクラブ通い等により困難な問題を抱える女性も支援の対象としています。
2	計画策定の趣旨	困難女性として支援対象年齢の定め、また困難な問題を抱える要因として、不登校や虐待歴もあると思うが、支援対象者等の具体的な定めを計画に含めた方が良いと思われる。	③	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）第2条で「困難な問題を抱える女性とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。」とし、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年厚生労働省告示第111号）（以下「基本方針」という。）では「年齢、障害の有無、国籍等を問わず」としていることから、法及び基本方針を踏まえ、支援の対象者を具体的に定めておりません。
3	計画策定の趣旨	「トランスジェンダー」以外のいわゆる「性的マイノリティ」とされる方々のうち男性である方々について、本計画における支援対象であるか。また、支援対象の場合は根拠や理由など県の考えをご教示下さい。	③	本計画上の支援対象者は、同伴児童を除いて、生物学的な女性とされているため、「性的マイノリティ」とされる方々のうち男性である方々については、本計画における支援対象とはしておりません。
4	計画の考え方	「基本理念」と「基本的な考え方」に、困難女性支援法第3条が相当すべき。その中でも、人権を守る姿勢は最も大切なので一番に掲げるべき。	①	ご意見を踏まえ、第1章1「計画策定の趣旨」に「 <u>人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、</u> 」（困難女性支援法第3条第3項）を記載しました。（P1）
5	計画の考え方	全体的に、女性支援に関わる者には必須のジェンダー平等の精神に欠ける印象がある。	①	また、「基本的な考え方」を、次の文言に修正しました。（P8） 「 <u>女性は、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することのほか、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあります。</u>
6	計画の考え方	ジェンダーの視点から見た女性の貧困問題について明記すべき。	①	<u>こうした女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に</u> 応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備してまいります。さらに、 <u>困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにしていきます。</u>
7	計画の考え方	新法の目的や理念を具体化する計画にするため、ジェンダー平等を実現するために克服しなければいけない課題という共通理念が必要。	①	<u>こうした支援を通じて、人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することとします。」</u> （困難女性支援法第3条、基本方針第2-1）
8	計画の考え方	法律の目的・基本理念である「人権の尊重や擁護」「男女平等」「男女共同参画」の文言を入れた方がよいのではないか。	①	
9	計画の考え方	基本理念に、人権尊重や男女平等(ジェンダー)の内容が盛り込まれたらより良い。女性の困難な問題はジェンダー格差が背景にあることが多く、女性が自立して暮らせる社会を目指すためにはジェンダー平等の実現が必要だと考える。	①	
10	計画の考え方	第3章2「基本的な考え方」に、なぜ女性に特化した支援が必要なのかを盛り込んでどうか。（参考：法第1条）	①	ご指摘の意見は、計画策定の趣旨に関わる内容のため、第1章1「計画策定の趣旨」に「 <u>女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、</u> 」（困難女性支援法第1条）について記載しました。（P1）

No.	分類	意見	対応区分	意見に対する考え方
11	計画の考え方	「【方針2】多様なニーズに対応できる利用者目線の支援の充実」について、利用者だけでなく、潜在的な利用者である当事者全体を対象にすべきであり、「利用者→当事者」に変更いただきたい。	①	ご意見を踏まえ、「 <u>当事者</u> 」に修正しました。(P9)
12	計画の考え方	本県の困難な問題を抱える女性の特性について、詳細な分析が必要ではないか。関連して、方針2の「多様なニーズに対応できる利用者目線の支援の充実」の根拠は何か。	②	女性相談支援員が受けた相談内容やヒアリング結果のほか、民間団体を対象とした調査から、女性が抱えている困難な問題は、性暴力・性被害、経済的困窮、精神障害、居場所の喪失、予期せぬ妊娠等、様々な困難な問題を抱えていることが分かりました。女性の抱える問題は個々に異なることから、多様なニーズに対応できる利用者目線の支援の充実を方針の一つといたしました。
13	計画の考え方	方針4「民間団体との協働による支援」 「活動基盤の脆弱さを抱える民間団体の活動を支援します。」を「民間団体の活動基盤（スタッフの確保・運営資金など運営面等）と特徴を生かした活動を支援します。」に変更してはどうか。	③	方針4に、「民間団体の活動の特長を生かした支援を推進し、官民連携によるアウトリーチ支援や居場所の提供等を促進します。」と記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。
14	計画の考え方	支援体制が無い又は不十分な地域があるため、方針に「支援体制の充実」を入れていただきたい。	③	支援体制を「構築」することが「充実」につながることから、原案のとおりとさせていただきます。
15	計画の考え方	施策体系の区分の表現をより具体的にしてほしい。どのような相談支援をしたいのか、相談支援をどうしたいのかなど、計画の実効性を高めるために目標になるような言葉で表現するのがよいと思う。	③	施策体系の区分は、基本方針に沿って策定しており、原案のとおりとさせていただきます。
16	支援の内容	一時保護所の利用をためらわせる要因の一つに「携帯電話等の通信機器の使用不可」があるように、支援を受けるまでの勇気を出せない人が多数いるため、正確な情報発信が必要。	②	一時保護所では、保護した女性の安全確保のため、入所者が保有する携帯電話等の通信機器の利用を制限する対策を講じていますが、十分なセキュリティを講じた上で、使用制限を緩和するなど、個別ケースの状況に応じた運用を図っていきます。また、困難な問題を抱える女性への支援については、ホームページやSNS等を活用した相談窓口の周知に加え、一時保護を含む総合的な支援に取り組んでまいります。
17	支援の内容	「SNS等の活用」「プッシュ型の相談窓口」という言葉が漠然としていてわかりにくい。困難な問題を抱えているという自覚を持ってない、持ちにくい社会構造があるといった背景への配慮がされていることが伝わる形がなければ、利用者が能動的な操作や行動を行わずに提供される技術やサービスとは言い難いのではないかと。	①	ご意見を踏まえ、「SNS等を活用したプッシュ型の情報発信等、相談窓口や支援内容の周知強化に取り組みます。」に修正しました。(P12) なお、第2章1「相談窓口の周知強化の必要性」に、自らの力で周囲の人に困難な状況について助けを求めることができない場合など、支援を必要としながら、支援対象者として十分に発見されていない女性の存在について記載しています。
18	支援の内容	「アウトリーチ」は具体的にどのような活動を想定されているのか。難しい活動と思われるため、早期発見のためであれば、アウトリーチだけでなく、地域住民に接する機会のある行政職員や教員、民生委員などが、普段人々と接する中で、「困難」を発見できる力を養うことも必要。	②	アウトリーチ支援は、困難な問題を抱える女性がいると想定される場所へ出向く巡回等を想定していますが、ご意見のとおり、地域住民に接する機会のある行政職員や教員、民生委員等が、日頃の活動の中で困難な問題を抱える女性を必要な支援につなげる役割を担っているため、研修会等により、困難な問題を抱える女性の支援につながるよう資質向上に取り組んでまいります。
19	支援の内容	多様な手段で相談できる体制の構築について、現在設置している相談窓口をどのように増設し、多様な手段による相談支援体制に変更していくのか。現在電話のみの相談窓口もICTを活用し、電話相談の他チャット等を増やしていく方向で進めていると考えてよいのか。	②	電話や来所による相談のほか、チャット相談等のICTを活用した多様な手段による相談支援に取り組んでまいります。
20	支援の内容	相談へのハードルを下げるためのSNS相談の設置を検討してください。	②	

No.	分類	意見	対応区分	意見に対する考え方
21	支援の内容	生活困窮者への支援について、連携先に保育所や幼稚園等を追加してはどうか。	②	いただいた御意見のとおり、保育所や幼稚園は、親と接する機会が多く、生活困窮者の早期把握のために連携する必要のある関係機関の1つと考えます。保育所や幼稚園等については、計画本文第4章1(1)③中の「社会福祉法人等」の「等」に含まれており、多様な関係機関と連携しながら、生活困窮者の早期把握に取り組んでまいります。
22	支援の内容	居場所づくりは効果があるのか不明。	②	居場所について、「気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は支援者と話すことや、他の女性たちと交流することができ、相談のきっかけ作りにも有効である」とされているため、本県においても居場所の提供を進めてまいります。(基本方針第2-5-(2))
23	支援の内容	居場所の提供について、気軽に立ち寄れるとあるが、どのくらいの数を想定しているか。ここで言う居場所とは、どのようなスペースをイメージされているか。	③	「アウトリーチ支援や居場所の提供に取り組む民間団体数」の目標値を15団体と掲げ、東部、中部、西部で各5か所程度を想定しています。また、気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は支援者と話すことや、他の女性達とも交流することができる居場所をイメージしています。
24	支援の内容	既存の居場所の一つとして、児童館の機能を再評価し、活用いただきたい。子どもたちのSOSをキャッチする場としても注目いただきたい。	②	「こどもの居場所づくりに関する指針(令和5年12月22日こども家庭庁通知)」に基づき、児童館のように地方公共団体が主体のものや、こども食堂のように民間団体が主な担い手となっているこどもの居場所づくりを、県では推進しています。困難な問題を抱える子どもや若年女性のSOSが必要な支援につながるよう、官民が連携・協働した居場所づくりに取り組んでまいります。
25	支援の内容	母子の関係が悪く、家に居たくない子どもの居場所(1次避難所)がたくさんあるといい。	②	民間団体や関係機関の連携により、若年女性も立ち寄ることのできる多様な居場所の提供の促進に取り組んでまいります。
26	支援の内容	内閣府調査で「ひきこもり」とされる方の半数は男性であり、困難女性支援としてひきこもり女性に対する特別な支援があるのか、あるいは本計画にあるひきこもり関連の支援は、男性も本事業で(あるいは別事業で同等の支援が)受けられるのか。	②	県では、性別によらず、社会的ひきこもり傾向にある方のための相談支援や交流の場の提供、居場所の設置による社会参加に向けた支援を実施しており、引き続き支援の充実を図ってまいります。
27	支援の内容	気軽に立ち寄れる居場所について、週何日開催等の設置計画を目標に入れてください。	③	居場所の提供については、居場所を運営する民間団体の活動を支援し、連携しながら推進していくため、民間団体の自主性を尊重しながら進めてまいります。
28	支援の内容	居場所の提供促進について、気軽に立ち寄れる場所だからこそ、利用者の安全やプライバシーを守る対策も検討していただきたい。警察との連携もできると良いと思う。	②	民間団体や関係機関等を構成員とする「支援調整会議」を新たに設置し、支援内容や支援の方向性のほか、利用者の安全対策や警察との連携等についても取り組んでまいります。
29	支援の内容	一時保護所の機能見直しについて、通信機器の使用制限の緩和に加え、加害者追及などの可能性がないなどの安全面に問題がない場合、通学・通勤・通院などができる限り対応出来るよう、個別対応し配慮することを入れて下さい。	②	「多様な委託一時保護所の確保」を行う旨を計画に記載しており、多様なニーズに対応できる支援の充実に取り組んでまいります。

No.	分類	意見	対応区分	意見に対する考え方
30	支援の内容	女性相談支援センターの抜本的強化として、相談対応力の強化や中核機関としての、市区への情報提供、女性支援の研修体系の構築、また、一時滞在所やベットや同伴家族（中学生以上の男子）と過ごせるシェルター等の確保について記載いただきたい。	②	支援関係者の資質向上のための研修会の開催により、相談対応力を強化するとともに、支援調整会議等を活用して市町との連携を図ってまいります。 また、「多様な委託一時保護所の確保」を行う旨を記載しており、中学生以上の男子が同伴可能な一時保護委託先の確保も含め、多様なニーズに対応できる支援の充実に取り組んでまいります。
31	支援の内容	一時保護所、シェルターの入居条件の検討に加えて、安心・安全な居場所の提供をお願いします。	②	
32	支援の内容	「性暴力被害により医療を受けることが必要な方を支援するため、静岡県性暴力被害者支援センターSORAにおいて協力医療機関への受診を支援するとともに、緊急避妊処置や検査に係る経費を助成」の対象者について、性暴力被害は夫婦間の性的DVによる被害が含まれることを明記してほしい。	③	静岡県性暴力被害者支援センターSORAによる医療支援は性暴力被害者への支援を目的としたものでありますが、医療費の助成につきましては、一定の対象要件に基づいて支給しておりますので、相談内容に応じて個別に対応しております。 夫婦間のDV被害者の支援につきましては、引き続き、静岡県性暴力被害者支援センターSORAと配偶者暴力支援センターと相互に連携し支援してまいります。医療支援についても今後の参考としてまいります。
33	支援の内容	トラウマケアとは具体的にどのようなイメージか。公衆衛生としてのトラウマインフォームドケアを各段階で丁寧継続して支援していく必要があると思うが、各団体への研修の主体は県になるのか。一時保護所や女性自立支援施設への入所に至らない当事者のサポートはあざれあ女性相談での電話や面接相談がトラウマケアのメインになるのか。ジェンダーの視点でのケアや心理教育がどこにいてもどの段階でも受けられるといい。	③	あざれあ女性相談では一時保護所入所の検討、退所後等幅広い段階でサポートを行っています。トラウマインフォームドケアやジェンダー視点でのケアについては、計画に記載している様々な場面の研修会で幅広く扱われるものと考えています。
34	支援の内容	ケアの内容として「ヨガ等の軽体操」とありますが「軽体操」のみの方が良いと思う。該当する運動はヨガ以外にも多数あり、また軽体操の一語のみで容易にそれらを連想可能。あえて特定の事項を例示することはさまざまな市民、団体の参画を阻害することにも繋がりがねず、記載見直しを勧める。	①	ご意見を踏まえ、「 <u>軽体操</u> 」に修正いたしました。(P17)
35	支援の内容	社会的養護の取組として、母と子を継続的に支援できる施設について検討してください。	②	支援対象の女性に同伴児童がいる場合は、母子生活支援施設の活用等を本計画において記載しており、同伴児童も含め、困難な問題を抱える女性への支援を行ってまいります。
36	支援の内容	支援メニューの拡充として、以下について検討・記載いただきたい。 ・ 単身女性の生活再建のための支援金 ・ 一時保護に至らないケースのホテル対応等の宿泊費の助成 ・ 市町でも一時保護や緊急滞在のための自前の施設や委託先やホテル予算を確保 ・ 援護金の活用（県・市区で予算を）	③	困難な問題を抱える女性の生活再建のための支援の充実に図るため、支援調整会議等で検討してまいります。
37	支援の内容	発達障害を抱えた女性への生活支援の充実が必要。	②	県では、発達障害者支援センターにおいて、発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援や専門的な発達支援や就労支援を行うほか、関係機関等への情報提供及び研修を行うことで、発達障害の支援体制の構築や人材養成を図っています。なお、発達障害者支援センターでは女性の心理士を配置するなど、同性でない相談しがたい案件にも対応できる体制を整えています。 また、発達障害者支援コーディネーターを県内に6人配置し、市町だけでは対応困難な発達相談への対応や地域の体制整備のための支援を行っており、引き続き、これらの取組を通じて、発達障害児者やその家族等に対する支援を進めてまいります。

No.	分類	意見	対応区分	意見に対する考え方
38	支援の内容	一時保護所や女性自立支援施設入所者だけではなく、DV離脱後や性暴力被害を受けた困難な女性にも自立支援、アフターケアを実施して下さい。多くは一時保護や女性自立支援施設を利用していません。利用していない女性の中に非常に困難な状況にいる女性が多くいます。	②	女性相談支援員は、一時保護所や女性自立支援施設の退所者のみならず、困難な問題を抱える女性を対象とした支援を引き続き行ってまいります。
39	支援の内容	回復支援、自立支援、アフターケアにおいて、女性だけではなく、同伴児の支援を同時に実施して下さい。安全を確保された後、女性だけでなく同伴児も相当困難な状況が訪れます。相当苦しい思いをしてようやく安全な環境で生活することができた親子が、暴力や劣悪な環境で生活をしてきたための影響で親子が再び苦しむことがないよう支援をして下さい。トラウマの連鎖を止める、次世代へつなげる問題だと思えます。	②	「(7) 同伴児童等への支援」に、同伴児童への支援を行う旨を計画に記載しており、児童相談所等関係機関と連携した支援を引き続き行ってまいります。
40	支援の内容	企業には困難な状況にある女性たちを積極的に雇用するよう行政から働きかけてほしい。女性が働きやすく、男性と同等の給与をもらえるよう整備してほしい。	②	御意見にある女性の積極的雇用や賃金格差の解消等を含め、女性が働きやすい就労環境の整備については、引き続きアドバイザー派遣等により、企業へ働きかけてまいります。
41	支援の内容	デートDV出前セミナーについて、思春期に入った中学生への教育・啓発の実施をお願いしたく、「中学生」の明記も検討してほしい。	③	文部科学省が全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進していますが、学校教育以外の更なる取組としてデートDV防止出前セミナーを実施しており、中学生にも教育は必要ではありますが、小中学校で学習機会のないまま、被害者・加害者になりうる年代、環境に至った高校生・大学生を主の対象としています。
42	支援の内容	デートDVについては、高校・大学だけでなく、中学生にも有効では。包括的性教育についても記載があるといひ。	③	
43	支援の内容	SNSの性被害防止だけでなく、デートDVの防止講座も開催してほしい。	②	デートDV出前セミナーの開催について記載しており、引き続き取り組んでまいります。(P27)
44	支援の内容	女性のための新法ができることで、支援内容が手厚くなることに注目しているが、「取り組みます。」「図ります。」でまとめられていることは、今までと変わらないのではという不安も感じる。可能な限り、支援内容がどのように変わっていくのか、具体的に明記してください。	③	本計画は、令和6年4月1日に施行の困難女性支援法第8条第1項に基づき定める基本計画であり、既に実施している取組に加え、今後取り組む内容についても記載しております。
45	支援の内容	相談に来ない当事者には、地域密着で孤立させない具体策など検討してほしい。	②	民間団体や関係機関等を構成員とする支援調整会議を新たに設置し、支援内容や支援の方向性を協議するほか、横断的な支援体制を構築してまいります。
46	支援の内容	国の助成金活用の他に、県も独自で予算化するよう希望する。	③	必要な支援について、国の助成金活用とともに、県予算の事業化を検討してまいります。
47	連携体制づくり	横断的な支援を目指すところがあるが、相談の現場では縦割りと感じることが多くある。支援を求めて窓口に行っても、その場で支援の必要の有無を判断され、相談者が行政と繋がりがたくても繋がれない現状がある。具体的に横断的支援の仕組みを教えてください。	②	民間団体や関係機関等を構成員とする支援調整会議を新たに設置し、支援内容や支援の方向性を協議するほか、横断的な支援体制の構築について検討してまいります。
48	連携体制づくり	民間団体による継続的支援で、「行政と民間団体が連携して」とあるが、行政の出先機関である男女共同参画センターや子育て支援ひろばなど具体的に明記してほしい。	③	民間団体には、男女共同参画センターや子育て支援ひろばも含まれますが、特定の機関を例示することは、様々な機関の参画を阻害するおそれがあるため、特定の機関名を明記せず、幅広い分野との連携を強化してまいります。

No.	分類	意見	対応区分	意見に対する考え方
49	連携体制づくり	全市町に女性相談支援員の配置を働きかけるとあるが、女性相談支援員の配置は必須ではないのか。女性相談支援員が未配置の場合の対応はどうなるのか。支援の内容に差が出るようなことにはならないのか。	②	困難女性支援法第11条において、女性相談支援員の配置は、県は義務、市町村は努力義務となっており、未配置の市町については、賀茂、東部、中部、西部健康福祉センターに配置されている県女性相談支援員が市町と連携して支援を行っています。
50	連携体制づくり	身近に困難な問題を抱えた女性がいるので、早急に女性相談支援員を設置するように働きかけるなど、いち早く相談体制を整えてもらいたい。	②	困難な問題を抱える女性への支援の充実には専門性を兼ね備えた女性相談支援員の存在が必要であることについて市町に対して丁寧に説明するなど、女性相談支援員の未配置市町に配置を働きかけていきます。
51	連携体制づくり	法第4条に国及び地方公共団体の責務があり、法第6条に緊密な連携が図られることも記されている。必然的に公的機関の責務をより明確化し強化を図り、専門性を培ってきた婦人保護事業の三機関の拡充が行われていくことが肝要であり、基本計画にそのことが明記されていない。	②	「支援の体制」－「1 連携体制づくり」－(1)「女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の連携体制」(P24)の三機関の連携体制について明記しており、困難な問題を抱える女性への支援の強化・充実に取り組んでまいります。
52	連携体制づくり	3機関(女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設)の役割や目標を具体的に示していただきたい。	①	ご意見を踏まえ、第4章「支援の体制」に「支援に関わる団体・機関の役割等」の項目を立て、団体・役割等のそれぞれの役割等について記載しました。(P22-23) なお、女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設が行う支援に関する数値目標を掲げており、各団体及び機関と連携した支援に取り組んでまいります。
53	連携体制づくり	女性相談支援員は庁内関係部署をはじめとして、相談者が必要とする多くの制度施策と相談者を結ぶコーディネーター役として機能している。女性相談支援員の人員配置や処遇改善は、地方公共団体の喫緊の課題であり、以下について記載すべき。 ・市区に全配置 ・福祉事務所に配置 ・女性相談支援員のスキルの向上 ・適切な人員配置と処遇改善 ・女性相談支援員に対する県・市区の支援体制の強化 ・スーパーバイザーの配置	②	数値目標として「女性相談支援員の全市町配置」を掲げるとともに、支援関係者の資質向上のための研修会への参加や、女性相談支援員の配置・拡充や働きやすい環境づくりについて市町に働きかけることを記載しております。 また、ご指摘の「福祉事務所に配置」については、市町により支援体制が異なるため、様々な機会を通じて女性相談につながる支援体制の構築について市町に働きかけてまいります。 また、県に配置された女性相談支援員は、市町の女性相談支援員の業務をサポートする立場であることを記載しております。
54	連携体制づくり	市区の相談支援の9割は一時保護や施設入所に至らなく、一人一人の声を聴きながら、相談に対しての社会資源や施策も検討していかなければいけない。女性が分断されることなく、どこに住んでいる人に対しても同じ水準で支援が受けられるためにも、相談窓口であり、支援実施の主体である基礎自治体市区の役割について再構築し、女性支援の体制強化が課題と考える。	②	関係機関や民間団体等を構成員とする支援調整会議等を活用し、女性支援の体制強化に取り組んでまいります。

No.	分類	意見	対応区分	意見に対する考え方
55	連携体制づくり	市町の支援団体のできることに限りがある。県女性相談支援センターでコーディネートして県主導で被害者を支援していく仕組みを作ってください。	②	支援調整会議等を活用しながら、女性相談支援センターをはじめ、県や市町、関係機関、民間団体と連携し、多様な切り口から女性相談につながる支援体制の構築に努めてまいります。
56	連携体制づくり	ホームページを閲覧して相談に繋がるきっかけは多く、そうやって繋がった相談を女性相談センターがコーディネートし、ワンストップに割り振る機能を体制の構築の中に挙げてほしい。	②	
57	連携体制づくり	女性相談支援センターのコーディネート機能の充実が必要。	②	
58	連携体制づくり	困難な問題を抱える女性への支援として、同行やアウトリーチを含むワンストップセンターの設立を静岡県が先駆けてお願いしたい。	②	
59	連携体制づくり	支援の体制1(2)「②民間団体の育成・支援」に「研修会等を通じて活動を支援」とあるが、民間団体の方が専門知識やノウハウを持っているところも少なくないので、持続可能な活動にするための支援を行政には期待したい。	①	ご意見を踏まえ、第4章1(2)民間団体との連携体制に「シェルター運営、居場所の運営、アウトリーチ支援等を実施している困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体に対して運営費等の助成を行います。」を記載しました。(P25)
60	連携体制づくり	体制の整備には民間団体の持ち出しではなく、補助金や委託費等の金銭的な援助も受けられるのか。	①	
61	連携体制づくり	民間団体は組織が脆弱なところが多い。県として財政面を支えることはもちろん、計画の理念を明確に打ち出し、民間団体とその理念を共有し意義を深める機会を持つことが必要と思う。	①	
62	連携体制づくり	民間団体の育成・支援について、研修会などを通じて活動を支援するとは具体的にどういうことか。	②	民間団体の独自の知見や経験、支援技術等も重要な役割を担っていることから、民間団体や関係機関による情報交換会や研修会への参加の働き掛けやの開催により、活動を支援してまいります。
63	連携体制づくり	家庭や学校に身を置きなく、外(SNS)に求めざるを得ない子どもたちにとって、地元で居場所を持つことは、安全安心な大人と出会って過ごせる居場所は重要と考える。また、ひきこもりの方にとっては、移動は大きなハードルになる。新たに居場所を設置するよりも、既存の居場所活動をしている民間団体を活用するために、運営費の支援等を含めた検討をお願いする。	②	既に支援を実施している民間団体も含め、アウトリーチ支援や居場所の提供等を行う民間団体へ助成していくとともに、研修会等を通じた活動支援に取り組んでまいります。
64	連携体制づくり	協働する民間団体の選定方法・評価方法について明記すべき ①協働する民間団体の選定基準・プロセスについての明記 ②協働する民間団体の評価方法についての明記	②	民間団体には、行政機関のみでは対応が行き届きにくい柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見、育成されてきた人材による活動が期待されております。 協働する民間団体の選定方法及び評価方法は、計画では記載いたしません。活動費を助成する団体については、助成金の要綱等において、選定方法及び評価方法について示してまいります。
65	連携体制づくり	多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県及び市町は注意深く、そして偏った情報源に頼らず広く市民から情報の収集に努めることを望む。厚生労働省が昨年3月24日に出した、モデル事業である若年被害女性支援事業に関わる民間団体の適格性に関する通知を遵守されることを望む。	②	
66	連携体制づくり	東京都での同法モデル事業(若年被害女性支援)では、住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が起き、第211国会参議院でも質疑が交わされています。このような混乱は支援対象者の為になりません。混乱が起きぬよう、情報公開をしっかり行い、透明性の高い活動となることを望む。	②	

No.	分類	意見	対応区分	意見に対する考え方
67	連携体制づくり	民間との連携について知りたい。横断的な連携をとることが重要ではないか。	②	民間団体や関係機関等を構成員とする支援調整会議を新たに設置し、支援内容や支援の方向性を協議するほか、横断的な支援体制の構築について検討してまいります。
68	連携体制づくり	県や民間支援団体との連絡協議会をつくり、定例的に現状把握、事例検討会を年に複数回と持てる仕組みをつくってください。また、県と協働する民間団体の継続的活動、運営への経済的支援、連携支援を仕組みと数値で示してください。	③	民間団体の実態把握を踏まえ、連携の仕組みについて検討してまいります。
69	連携体制づくり	子どもの成長を支える地域の教育力の向上について、県内では当事者である母親たちが活動している子育て支援団体や乳児のいる家庭を支えている助産院が他県よりも多いと聞く。子育て支援団体や助産院に協力してもらうことができるのではないかと。	②	市町等と連携した民間団体の活動等の調査等により地域の資源を把握し、民間団体や関係機関との連携により支援について取り組んでまいります。
70	連携体制づくり	困難な問題を抱える女性が、一つの窓口につながったら、関係する多くの窓口で情報を共有し、横のつながりの中でサポートできることが良い。支援する側は一つの所で抱え込まず、支援される側は多くの人が見守っているという安心感を持つことができ、長期的な支援にもつながると思う。	②	支援調整会議等により、関係機関や民間団体との連携による切れ目のない支援の構築に取り組んでまいります。
71	連携体制づくり	支援調整会議には具体的にどの機関から誰が参加するのか具体的なことが見えない。	①	ご意見を踏まえ、第4章1(4)支援調整会議に、「 <u>県、市町、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、児童相談所、民間団体、その他関係機関等を構成員とする</u> 」を記載しました。(P26)
72	連携体制づくり	支援調整会議の設置のとりまとめはどこか。	②	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課が支援調整会議の事務局となる予定です。
73	連携体制づくり	相談支援にあざれあ相談室が明記されており、相談件数も多いため、支援調整会議にあざれあ相談室を加えていただきたい。	②	
74	連携体制づくり	計画全体にジェンダーの支援は不可欠なので、県男女共同参画課との連携が必要だと感じる。福祉の分野での様々な取組も同様だが、支援者にジェンダー視点がないために女性を傷つけていることが多いと思う。代表者会議等には、あざれあ、あいホール、アイセル21のセンター長、館長等の責任者が加わることが支援体制の強化ができる。	②	計画の推進には、男女平等の実現に資する視点が重要であることから、支援調整会議の構成員には男女共同参画の関係者も参画いただくよう進めてまいります。
75	連携体制づくり	支援調整会議の中の実務者会議で、個別ケースの定期的な状況確認とありますが、定期的な状況確認の具体的な目安の表記をしていただきたい。	③	必要とする支援の個性の高さを踏まえ、状況確認の具体的な表記はせず、個々の支援対象者の状況より開催し、支援してまいります。
76	連携体制づくり	要保護児童対策協議会の実務者会議では、児童福祉法第25条の5で守秘義務が課せられる。困難な問題を抱える女性への支援の調整会議における守秘義務において情報の取り扱いについての定めが必要かと思われる。	③	児童福祉法第25条の5の規定と同様、困難女性支援法第15条第5項により、支援調整会議の構成員には守秘義務が課せられております。

No.	分類	意見	対応区分	意見に対する考え方
77	連携体制づくり	教育関係者の関わりが大きいと、研修会や調整会議への参加に教育関係者を含めた方がよいと思われる。	②	教育関係者を構成員に加えた支援調整会議の設置や、教育関係者と連携した研修会の開催に取り組んでまいります。
78	連携体制づくり	若年女性の支援等について、以下のことが必要。 ・若年女性支援の関係団体の発掘 ・若年女性が受け入れられやすい、施設やシェルターの増設 ・予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応の充実	①	ご意見を踏まえ、「(7)調査研究等の推進」に、「市町等と連携した民間団体の活動等の調査」を記載しました。(P28) なお、被害者の様々なケースに対応できるよう、多様な委託一時保護所の確保や、予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応の充実として、しずおか妊娠SOS相談窓口、特定妊婦等に対する生活援助事業の推進に取り組んでまいります。
79	連携体制づくり	困難な問題を抱えている方が相談窓口に行っても、行政窓口の担当者の教育がされていないと、相談に行っても繋がることのできないので、そのための教育計画は具体的にどのようなことを考えているか。	②	市町訪問、支援関係者対象の研修会や支援調整会議等で、様々な相談窓口から女性相談につながる支援体制の構築について働きかけてまいります。
80	連携体制づくり	人材育成と研修だけでなく、専門性を持つ人材の確保と育成、経験値の高い人材の流失防止が肝要。また、研修に参加するためには、十分な人員体制も必要であるため、福祉分野だけでなく、男女共同参画分野など広い分野の相談員のメンタルケアや、自治体で難易度の高い職務にあたる正規職員並みの賃金（または委託料）の保証をすることを計画に盛り込む。	②	支援関係者の資質向上のための研修会の開催により、支援側のスキル向上を目指すとともに、支援調整会議の場を活用し、支援の内容や支援の方向性の他、支援者の待遇等についても検討してまいります。
81	連携体制づくり	多様な手段で相談できる体制の構築について、様々な相談窓口が挙げられているが、どの相談窓口に相談しても、相談の質、支援情報、対応力に差がないように、女性相談支援員と同等の研修を実施し、相談員の待遇についても差がないようにしてほしい。	②	
82	連携体制づくり	具体的な数値目標、各機関との連携の仕組みづくり、NPO等の連携団体への経済的支援を含めて掲示していただきたい。	②	「支援の内容」及び「支援の体制」について数値目標を掲げ、支援調整会議を新たに設置し、各機関との連携や支援の仕組みづくりに取り組んでまいります。
83	連携体制づくり	県と市町の関係性がわからないという声が多いので、どういう関係性なのかを図で示してほしい。	③	民間団体や関係機関等を構成員とする支援調整会議を新たに設置し、支援内容や支援の方向性を協議するほか、横断的な支援体制の構築について検討した上で、関係性について示してまいります。
84	連携体制づくり	障害（疑いを含む）や依存症のある女性への支援体制をどう考えるか。	②	障害や依存症のある方の必要とする支援も含め、個々の支援対象者の状況等に応じ、本人の意思を尊重して支援方針等を検討した上で、支援に必要な関係機関との調整を行う旨を記載しています。
85	連携体制づくり	抱える困難が多岐にわたるため、庁内でも福祉、健康、教育、男女共同参画（ジェンダー平等）、就労支援、安全、広報、交際交流など多くの部署が関わってきます。全庁で取り組むなら、テーマに関わる部署に自分事としてとらえていただく戦略が必要ではないか。 例えば、推進項目の担当部署が明記されていないため、推進項目の主担当、もしくは副担当の部署を決めて取り組みのイニシアチブをとり、その上で庁内会議で連携を緊密にしていくというやり方などです。	①	ご意見を踏まえ、支援の内容及び支援の体制の各推進項目に、担当を記載しました。 なお、計画の策定及び推進については、性暴力・性犯罪被害者支援、男女共同参画、DV防止啓発、児童虐待、母子保健、生活困窮対策、自殺防止対策、孤独・孤立対策、居住支援、就労支援、外国人県民との共生、青少年健全育成、警察等の庁内関係所属を構成員とする施策推進連絡会により、今後も連携を図って取り組んでまいります。

No.	分類	意見	対応区分	意見に対する考え方
86	教育・啓発	困難に直面している女性に情報が届かない現状があるので、女性の身近な生活空間であるスーパーマーケットやコンビニなどによる広報啓発や、学校や保育園などの教育機関にも情報を示したらどうか。	②	
87	教育・啓発	広報は暴力の種類、相談しにくい事例など視聴覚に効果があり簡潔でわかりやすい広報をしていた いただきたい。県でチラシを作成し、スーパー、コンビニ、保育園、病院、美容院、公民館等、女性が立ち寄りやすい場所に配布してください。県Line、X、YouTube動画など作成して若年層にも届く形の広報をしていただきたい。	②	民間企業や教育委員会等の協力を得ながら、相談窓口の周知強化に取り組んでまいります。
88	教育・啓発	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った女性の健康保持・増進のため、考え方の普及と理解促進を図ります」とあるが、どのような対象に、どのような啓発活動を行うのが具体的に記載いただきたい。刑法改正によって、性的同意の重要性が見直されている。性暴力の加害者にも被害者にもならないよう、高校、大学等において、啓発活動を実施することを明記いただきたい。とくに、この項目は、「②学校等における教育・啓発の実施」にも記述することを希望する。性暴力被害の当事者は、小中高大学生等の児童生徒学生に多くみられることから、学校現場での教育・啓発の実施が、加害者にも被害者にもならない予防啓発になると考える。	③	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発は「第3次静岡県男女共同参画基本計画」に記載があり、高校、大学でのデートDV防止出前セミナーや市民講座、性暴力被害の支援者養成講座、女性に対する暴力をなくす運動等での講話・リーフレット・展示・SNSによる広報等で実施します。 また県健康福祉センターでは学校と連携した学習機会の提供等を実施しています。 学校現場においては、文部科学省が全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することとしています。
89	教育・啓発	「②学校等における『教育・啓発』の実施」を「人権教育」にしてはどうか。女性支援部局と教育委員会との連携とあるが、男女共同参画部局や男女共同参画センターがある市町では、ジェンダーの視点があるセンター職員等がその役割を果たすことが可能である。	③	「教育・啓発」には、人権教育も含むとしているため、原案のとおりとさせていただきます。
90	教育・啓発	教育・啓発について、男女共同参画やジェンダーの視点についての啓発事業も必要ではないか。 トラウマインフォームドケア研修・啓発をぜひ取り入れてほしい。	②	教育・啓発については、第3次静岡県男女共同参画基本計画と整合を図り、男女共同参画やジェンダーに基づく暴力の根絶等の県民意識の醸成や啓発に引き続き取り組んでまいります。 トラウマインフォームドケア研修・啓発は、まず支援関係者から行う必要があるものと考えているため、支援関係者の資質向上のための研修会の開催において、専門的知識の習得及び資質向上に取り組んでまいります。
91	教育・啓発	非行の原因や背景には、そこに至らざるを得なかった困難があり、防止を呼びかけることで逆に相談がされなくなる怖れがある。相談できる信頼関係の醸成や、困難な状況にあることに気づくための情報提供等、教育・啓発の方法について検討されることを求める。	②	
92	教育・啓発	教育・啓発について、警察職員による少年非行や性被害防止の指導は権力的な「指導」になりがちで、現在被害を受けている子どもたちにとってはしんどい内容だと思う。虐待や家族の障害・依存症等の問題は子どものせいではない、自分が悪いと思わなくていい、人に助けを求めていいという教育が必要なのではないか。子どもが権利を学ぶ場が必要だと思う。確実に子どもが守られる、守っていくという大人の姿勢を示す機会があったらいい。	②	児童生徒がよりよい人間関係の中で、自らの考えや気持ちを相手に表明できるよう、児童生徒の発達段階に応じたソーシャルスキルトレーニング、ストレスマネジメント等を組み合わせた「人間関係づくりプログラム」に取り組んでいます。 本プログラムが、複雑化する児童生徒の現状に対応できるよう、外部有識者等の協力を得つつ最新の知見を踏まえた実用性のあるプログラムに改訂を図ってまいります。
93	教育・啓発	県教育委員会等と連携して、困難な問題を軽度なうちに気づく、防ぐための教育の時間を組み入れる仕組みを作ってください。	②	

No.	分類	意見	対応区分	意見に対する考え方
94	教育・啓発	この計画の目指す先に「社会的包摂」といった概念があってほしいと思う。困難な問題を抱える女性の中には、幼児期に虐待に遭っていたり学校で疎外されていたり、また、知的障害や精神疾患のある方もいる。相談や保護・回復など様々な支援は喫緊の課題ですが、一方で、困難な問題を抱えていても安定した生活を営める「寛容な社会」こそ、求められているのではないか。そのためには、具体的な施策と併せて、小さい頃から学校現場をはじめ、職場、地域で多様性を認め合う意識が醸成されるよう取り組んでほしい。若い世代ならゲームやアプリの開発など面白い手法を考えられる。	②	「(5)教育・啓発」の取り組みを推進するとともに、多様性を認め合える意識の醸成について、庁内関係部局とともに検討してまいります。
95	教育・啓発	女性特有の困難な問題を抱えないための早期の防止教育が必要。啓発部分が非常に弱く感じる。	②	外部の専門家による性や性暴力に関する教員を対象とした研修の共催や、各学校が主催する思春期講座や授業等の実施にあたり、講師となる専門家の情報の提供を受けるなど、教育委員会と知事部局が連携を図りながら、児童生徒に対する予防教育を推進してまいります。 なお、「スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの協力」については、「(3)相談支援」(P15)において記載しています。
96	教育・啓発	ジェンダー教育の推進として、義務教育中に、教育委員会と内閣府ジェンダーベイストバイオレンス、DV研修を受けた専門家の連携により予防教育の実施を計画してください。	②	
97	教育・啓発	「性暴力や性的搾取等の加害防止等に関する教育・啓発を推進します」とあるが、教育現場では先生方は多忙であり、外部講師による教育・啓発が現実的と考える。性暴力被害者支援を行なっている民間団体等の協力についても明記いただき、より具体的にどこが教育・啓発を行なっていくことが望ましいのかを記述いただきたい。また学校に勤務する専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力も仰げることも明記いただきたい。	②	
98	人材育成・研修	公的機関・女性相談支援員が、以下を標準に業務として行えることが必要であり、このことについても記載いただきたい。 ① 対象者の把握から地域での生活再建まで、多様な支援を切れ目なく包括的に提供 ・対象者を早期に把握 ・多様な一時保護先の確保 ・専門職や性暴力・犯罪被害者支援ワンストップセンターと連携した心身の健康回復 ・自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援の提供 ・地域での安心な生活を支えるアフターケア ② 女性相談支援員の対応 ・被害に対する対応・被害のアセスメント ・心理的なケア、治療つなげる ・安全な避難場所の提供 ・経済的な困難への援助 ・生活上の困難への援助や安全確保 ・福祉手続きにかかわる支援 ・新しい生活にむけた自立支援 ・子どもの修学、ケアなどの支援 ・離婚や別居の手続き等の支援 ・証明等の発行や住基支援措置 ・就労支援 ・回復・治療の援助	③	女性相談支援員による相談支援に関しては、国が「女性相談支援員 相談・支援指針」を策定予定であり、指針に示された事項を基本として相談支援に当たることができるよう、研修会等で周知してまいります。
99	人材育成・研修	本人の意思を尊重し、本人を中心とした支援の実施の視点が肝であり、そのために以下のことが必要。 ・支援者のアセスメント力の向上 ・社会資源の把握による適切な支援の提供 ・支援調整会議の実施	②	女性相談支援員の専門的知識の習得及び資質向上に資する多様な問題をテーマにした研修会については計画に記載しており、困難な問題を抱える女性の自立支援に向けた研修内容の充実に取り組んでまいります。 なお、「支援調整会議の実施」については、「(4)支援調整会議」に記載しております。

No.	分類	意見	対応区分	意見に対する考え方
100	人材育成・研修	研修の機会の充実とあるが、内容の充実も必要。現状として、女性相談員の業務は、一時保護の判断、処遇の判断に偏り、相談者の精神的意思決定、自立に向けての回復にまで至っていないと感じる。それは、研修内容が処遇に偏っているからではないかと感じる。	②	女性相談支援員の専門的知識の習得及び資質向上に資する多様な問題をテーマにした研修会については計画に記載しており、困難な問題を抱える女性の自立支援に向けた研修内容の充実に取り組んでまいります。
101	人材育成・研修	チャット相談等のICTを活用した手段に加え、来所や訪問等、直接対面での相談が非常に重要。相談窓口での対面支援体制について、質量ともに拡充が必要ではないか。	②	女性相談支援員の市町への配置・拡充の働きかけや資質向上に取り組んでまいります。
102	人材育成・研修	支援関係者の資質向上のための研修会の対象に、障害福祉の関係者も含めてほしい。	②	障害福祉の相談窓口から女性相談窓口につながるよう、障害福祉の関係者を含めた研修会に取り組んでまいります。
103	数値目標	数値目標の「女性自立支援施設が行う面接相談や対応の満足度」「就労を希望する女性自立支援施設入所者が就労できた割合」について、現状値100%のところ目標値が毎年度100%とされ、現状維持が目標となっていることに違和感がある。この目標の対象である利用者数が少ないため、実効性に疑問を感じる。女性自立支援施設の認知度向上などを目標として設定し、一時保護も含め利用の充実を図るべき。	③	現状値と目標値が同じ数値目標は、現状値が100%である「女性自立支援施設が行う面接相談や対応の満足度」「就労を希望する女性自立支援施設入所者が就労できた割合」の2指標であり、女性自立支援施設の事業評価の指標として掲げています。また、支援を必要とする方が、女性相談支援センターの一時保護や女性自立支援施設の支援につながる仕組みの構築に取り組んでまいります。
104	数値目標	数値目標の「女性自立支援施設が行う面接対応や対応の満足度」と「就労を希望する女性自立支援施設入所者が就労できた割合」の指標を再検討ください。満足度を上げるための支援や、就労を希望させないという事態になる恐れがあるため、数字のプレッシャーはなくしたほうが良い。	③	「就労を希望する女性自立支援施設入所者が就労できた割合」は「第五次静岡県DV防止基本計画」の指標でもあり、整合性を図りながら策定を進めております。
105	数値目標	支援活動そのものとその成果を数値目標とされており、事業成果が分かりやすく、体制整備や周知のみが目標となっている他道府県に比べて良い計画に仕上がっている。更に支援内容そのものの数値目標化、参考定量指標化が進むことを期待する。また、「学校に相談できる人がいると答える児童生徒の割合」を目標としないか、あるいは100%ではなく「向上」や90%などに留めてはどうか。ふざける、書き損じる、意味が分からないなどで「いない」と答える子どもは必ず存在するので、100%は現実的ではない。	②	学校では、教職員に限らず、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の人材を活用し、全ての学校において相談しやすい体制の構築に向け取り組んでいます。本指標は県総合計画に掲げる令和7年までを目標とした指標でもあることから、御意見も踏まえ、より適正な指標となるよう、今後の推移や実績値の結果を分析しながら、次期総合計画の策定に向け指標の設定について検討してまいります。
106	数値目標	「学校に相談できる人がいると答える児童生徒の割合」の現状値が、小学生・中学生の値のみで、新法では若年女性への支援の重要性が書かれている。性被害やデートDVの被害者の当事者となるリスクの高い世代である高校生、大学生、専門学生等の値を指標にすることが重要であり、実態調査を実施し、数値目標としてあげていただきたい。	③	若年女性の実態調査については、対象や方法等も含めて、支援調整会議で検討してまいります。

No.	分類	意見	対応区分	意見に対する考え方
107	数値目標	数値目標について 現状値と目標値が同じというのは現状維持と捉えられる。新しい法律ができ、新たな取り組みができるのにもったいない。法的な補助や支援があれば女性支援をしたいという団体や活動内容はもっとたくさん出てくると思う。	②	現状値と目標値が同じ数値目標は、現状値が100%である「女性自立支援施設が行う面接相談や対応の満足度」、「就労を希望する女性自立支援施設入所者が就労できた割合」の2指標であり、当然そうあるべきとされる指標であるため、目標値を100%としております。 「アウトリーチ支援や居場所の提供に取り組む民間団体数」は、現状値7団体から目標値を15団体に掲げ、女性支援の強化に取り組んでまいります。
108	数値目標	相談窓口、居場所の提供、アウトリーチ支援等の数値目標等をあげてください。	②	「女性相談・DV相談ダイヤルの認知度」及び「アウトリーチ支援や居場所の提供に取り組む民間団体数」について数値目標に掲げ、女性支援の強化に取り組んでまいります。
109	数値目標	「SNSに起因する子どもの性被害防止に向けた非行防止教室の開催回数」について、内部のみでの呼び方なのかもしれませんが、「非行防止教室」という名称は、「安全教室」等に変えたほうが良いのではないかと。	③	警察では、関係機関と連携し、ご意見のあった非行防止教室のほか、子どもたちを対象に不審者遭遇時の対応を学ぶ防犯教室や交通安全教室などの啓発を行っており、啓発の目的を明確にするために「非行防止教室」という名称を広く使用しております。 非行防止教室では、社会情勢を踏まえ、犯罪被害防止のほか、少年非行や薬物乱用の防止等に関する啓発を通じて、少年の規範意識の醸成を図っており、加害者にも、被害者にもならないための啓発を推進しております。
110	数値目標	毎年度の事業成果の、評価は市民に公開されるべきと考え、事務事業評価などの公開する計画があればご教示下さい。支援活動が多岐にわたることから、事業の評価は事業全体ではなく、個別の活動に対して行い、PDCAの精度を高めるべき。	②	本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度であり、令和6年度から支援内容の各事業の活動及び数値目標について毎年度評価してまいります。
111	その他	12月27日に開始するパブリックコメントの案件が10件と多すぎる。	その他	健康福祉部は計26の分野別計画を所管しており、このうち令和5年度は15の計画改定と1つの計画の新規策定を予定しています。 各々の計画の関係性などを考慮した上で御意見をいただきたいと考え、同時期にパブリックコメントを実施いたしました。